平成２７年（再イ）第２０号
札幌市豊平区月寒東３条17丁目10番19号　月美マンション７号
再生債務者　工藤　智宏
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年６月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年６月５日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（再イ）第７号
横浜市瀬谷区北町40番地47
再生債務者　疋田　直貴
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年６月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年６月８日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（再イ）第６号
静岡市葵区与左衛門新田39番地の４
再生債務者　勝田　豊嗣
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年６月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年６月８日
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（再イ）第４号
静岡県三島市広小路町１番24号　マークプラザ三島広小路601
再生債務者　仁科扶美子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年６月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年６月８日
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（再イ）第３２号
愛知県春日井市柏井町５丁目93番地　シャトー柏井102号
再生債務者　三浦　敏春
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年６月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年６月５日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（再イ）第１５号
京都府宇治市五ケ庄平野５番地の23
再生債務者　安喜　雅宏
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年６月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年６月８日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２６年（再イ）第２８３号
札幌市白石区本郷通８丁目南４番22号　第１吉岡ハイツ２号
再生債務者　岩崎　泰昌
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年６月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年６月８日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（再イ）第１７号
札幌市北区あいの里４条６丁目16番29号
再生債務者　笹山　幸夫
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年６月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年６月８日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（再イ）第１号
秋田市桜４丁目26番22号
再生債務者　斉藤　　洋
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年６月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年６月８日
秋田地方裁判所民事第２部

日本放送協会放送受信料免除基準の一部変更について

放送法（昭和25年法律第132号）第64条第２項の規定により、総務大臣の認可を受けて、日本放送協会放送受信料免除基準の一部を次のように変更し、平成27年６月１日から施行することになりましたので公告いたします。

平成27年６月１日　　日本放送協会

1）第１項(3)中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。
2）第２項(1)中「身体障害者福祉法」の次に「(昭和24年法律第283号)」を加える。
3）付則第１項中「平成23年７月１日」を「平成27年６月１日」に改める。
4）付則第２項を削り、付則第３項を付則第２項とする。
5）別表１の21中「20」を「21」に改め、同項を同表の22とし、同表中20を21とし、11から19までを１項ずつ繰り下げる。
6）別表１の10中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同項を同表の11とする。
7）別表１の９中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）」に改め、「、児童デイサービス」および「、共同生活介護」を削り、「就労継続支援」の次に「または」を加え、同項を同表の10とする。
8）別表１の８の見出し中「老人福祉施設」の次に「等」を加え、同項を同表の９とする。
9）別表１の７の見出し中「母子福祉施設等」を「母子・父子福祉施設等」に改め、同項中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「母子福祉施設（母子福祉センター、母子休養ホーム）ならびに」を「母子・父子福祉施設（母子・父子福祉センター、母子・父子休養ホーム）および」に、「母子家庭等日常生活支援事業」を「母子家庭日常生活支援事業、父子家庭日常生活支援事業」に改め、同項を同表の８とする。
10）別表１中６を７とし、５を６とする。
11）別表１の４の前の見出し中「児童福祉施設」の次に「等」を加え、同項中「知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、」を「障害児入所施設、児童発達支援センター、」に改め、同項の次に次の１項を加える。
　５　児童福祉法に規定する障害児通所支援のうち児童発達支援、医療型児童発達支援または放課後等デイサービスを行う事業を行う施設
12）別表１の（注２）①中「障害者自立支援法（平成17年法律123号）」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、「知的障害者福祉法」の次に「(昭和35年法律第37号)」を加え、同注②中「障害者自立支援法（平成17年法律123号）」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の次に「(昭和25年法律第123号)」を加え、同注を同表の（注３）とする。
13）別表１の（注１）①中「21」を「22」に改め、同注③中「4」の次に「,5」を加え、「15,19～21」を「16,20～22」に改め、同注④中「21」を「22」に改め、同注の次に次の注を加える。
　（注２）本表における「児童福祉施設等」には、次の施設は含まない。
　児童発達支援、医療型児童発達支援または放課後等デイサービスを行う事業を行う施設のうち重症心身障害児のみを対象として事業を行う施設
14）別表３の１中「(昭和24年法律第283号)」を削る。
15）別表３の３中「(昭和25年法律第123号)」を削る。